

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その翌日)

のよう改正する。

第一条中「六部」を「七部」に、「厚生部」を「民生部」に改める。

衛生環境部

第二条各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 高圧ガス等の取締りに関する事項

第三条を次のように改める。

第三条 民生部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 社会福祉に関する事項

二 社会保障に関する事項

第三条の次に次の一条を加える。

一 保健衛生に関する事項

二 保健所に関する事項

三 環境の保全に関する事項

第四条各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同条第三号中「及び高圧ガス等の取締」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十九年一月十六日から施行する。

(鳥取県公害対策審議会条例の一部改正)

鳥取県部局設置条例の一部を改定する条例

鳥取県部局設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第二号)の一部を次

第九条中「厚生部」を「衛生環境部」に改める。

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第一号

鳥取県部局設置条例の一部を改定する条例をここに公布する。

昭和四十九年一月十四日

(鳥取県水質審議会条例の一部改正)

3 鳥取県水質審議会条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第九条中「厚生部」を「衛生環境部」に改める。

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「厚生商工労働警察常任委員会」を「民生常任委員会」に、「厚生部、商工労働部、警察本部」を「民生部、衛生環境部及び警察本部」に、「土木常任委員会」を「土木商工常任委員会」に、「土木部、企業局」を「商工労働部、土木部及び企業局」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十九年一月十六日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県議会委員会条例(以下「条例」という。)の規定によ

り置かれている厚生商工労働警察常任委員会又は土木常任委員会に関する議決であつてこの条例施行の際現に効力を有するものについては、改正後の条例の規定により当該議決に係る事項を所管することになる常任委員会に関しなされた議決とみなす。

3 この条例施行の際現に改正前の条例の規定により置かれている厚生商工労働警察常任委員会又は土木常任委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれ改正後の条例の規定により置かれる民生常任委員会又は土木商工常任委員会の委員長、副委員長又は委員とみなす。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

目次中「第一節 部、課、秘書課及び内部組織の設置」を「第一節 部、課及び内部組織の設置」に、「第二款 課及び秘書課」を「第二款 課」

の規定によ

に、「第三節 厚生部の所管に属する機関」を「第三節 民生部の所管に

「第十五款 保健所(第七十二条・第七十三条)

第十六款 衛生研究所(第七十四条—第七十六条)

第十七款 病院(第七十七条—第七十九条)

第十八款 属する機関(第八十条—第八十一条)

第十九款 看護婦養成所(第八十二条—第八十三条)

第二十款 歯科衛生士学院(第八十四条—第八十五条)

第二十一款 優生保護相談所(第八十六条—第八十七条)

第二十二款 削除(第八十八条—第八十九条)

第二十三款 第三節の二 衛生環境部の所管に属する機関

第一款 保健所(第七十二条—第七十三条)

第二款 衛生研究所(第七十四条—第七十六条)

第三款 病院(第七十七条—第七十九条)

第四款 看護婦養成所(第八十条—第八十一条)

第五款 削除(第八十二条—第八十三条)

第六款 歯科衛生士学院(第八十四条—第八十五条)

第七款 優生保護相談所(第八十六条—第八十七条)

第八款 削除(第八十八条—第八十九条)

第二条第二項中「並びに秘書課」を削る。

「第一節 部、課、秘書課及び内部組織の設置」を「第一節 部、課及
び内部組織の設置」に改める。

第五条中「厚生部」を「民生部」に改める。

衛生環境部

秘書課	秘書第一係・秘書第二係
総務管財課	総務室・渡航総務係・管理係・財産係・設備係

地方課	行政第一係・行政第二係・選舉係・財政係・税務係・消防防災係
消防防災課	消防係・防災係・危険物係・無線係

に改め、同表の厚生部の項を次のように改める。

厚生部	民生部	
	生活安定対策室	厚生援護課
医務課	保健課	婦人児童課
健康対策課	国民年金課	特別医療課
企画調整係	衛生課	庶務係
環境保全課	水道係	会計係・監理係・医療係・国保指導係・社会係・調査
企画調整係	保健所係・薬事係・食品衛生係・環境衛生係	・補償係
環境保全課	衛生統計係・成人保健係・母子保健係・予防係・精神	・育成係・母子福祉係・障害福祉係
企画調整係	大気保全係・水質保全係・環境整備係	・法定医療係・特別医療係

自然保護課 企画調整係・休養施設係・温泉係

第六条第二項の表中「商工振興課 工業開発係・監理係・通商係」を

商工振興課 工業開発係・通商係 に改め、同項を同条第一

項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第七条総務部の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 高圧ガス等の取締りに関する事項

第七条厚生部の項中「厚生部」を「民生部」に改め、第三号及び第四号を削り、同項の次に衛生環境部の項として次のように加える。

衛生環境部

一 保健衛生に関する事項

二 保健所に関する事項

三 環境の保全に関する事項

第七条商工労働部の項第三号中「及び高圧ガス等の取締り」を削る。

「第二款 課及び秘書課」を「第二款 課」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条総務管財課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項の前に秘書課の項として次のように加える。

秘書課

一 知事及び副知事の秘書に関すること。

二 行幸啓その他皇室に関すること。
三 庁中儀式に関すること。

第九条地方課の項第七号から第九号までを削り、同項の次に消防防災課の項として次のように加える。

消防防災課

一 消防に関すること。

二 災害対策に関すること。

三 自衛官の募集及び自衛隊との連絡調整（防衛施設庁に係るもの）を除く。に関すること。

四 電気工事業に関すること。

五 電気工事士に関すること。

六 高圧ガス、火薬類及び電気用品の取締りに関すること。

七 ガス事業に関すること。

八 獅銃等製造販売事業の許可に関すること。

九 防災行政無線及び防災行政連絡所に関すること。

第十条（見出しを含む。）中「厚生部」を「民生部」に改め、同条生活

課の項中「生活課」を「生活安定対策室」に改め、第三号を第四号とし、

第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 生活関連物資等の需給対策に関すること。

第十条衛生課の項から自然保護課の項までを削り、同条の次に次の一条を加える。

（衛生環境部各課の分掌事務）

第十条の二 衛生環境部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

衛生課

- 一 保健衛生の企画調整に関すること。
- 二 衛生教育に関すること。
- 三 薬剤師の身分及び業務に関すること。
- 四 医療社会事業に関すること。
- 五 薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）の施行に関すること。
- 六 麻薬類、覚醒剤及び毒劇物の指導及び取締りに関すること。
- 七 医薬品その他衛生資材の生産需給に関すること。
- 八 薬用植物の栽培に関すること。
- 九 食品衛生に関すること。
- 十 ふぐ調理師、ふぐ処理師及び製菓衛生師の身分及び業務に関すること。
- 十一 屠畜場及び屠畜に関すること。
- 十二 狂犬病予防及び飼犬管理に関すること。
- 十三 風族昆虫の駆除その他環境衛生に関すること。
- 十四 墓地、火葬場等に関すること。
- 十五 理美容所、旅館、興行場等環境衛生関係者の身分及び業務に関すること。
- 十六 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十四号）の施行に関すること。
- 十七 水道に關すること。
- 十八 保健所及び衛生研究所に関すること。
- 十九 部内各課の予算経理、連絡協調及び庶務に関すること。
- 二十 その他部内他課の主管に属しないこと。

医務課

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の施行に関すること。
- 二 医師、歯科医師等医療関係者（薬剤師を除く。）の身分及び業務に関すること。
- 三 病院、看護婦養成所及び歯科衛生士学院に関すること。
- 四 健康対策課

 - 一 人口動態統計調査及び衛生統計調査に関すること。
 - 二 母子衛生に関すること。
 - 三 調理師（ふぐ調理師を除く。）の身分及び業務に関すること。
 - 四 優生保護及び受胎調節に関すること。
 - 五 原爆被爆者の健康管理に関すること。
 - 六 健康増進対策に関すること。
 - 七 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の施行に関すること。
 - 八 栄養の改善及び指導に関すること。
 - 九 成人病の予防に関すること。
 - 十 精神衛生に関すること。
 - 十一 結核の予防に関すること。
 - 十二 伝染病の予防及び検疫に関すること。
 - 十三 性病、癲、トラホーラ、寄生虫病、地方病及びその他の疫病予防に関すること。
 - 十四 優生保護相談所に関すること。
 - 十五 環境保全課

 - 一 大気の汚染の防止に関すること。
 - 二 水質の汚濁の防止に関すること。

- 三 騒音の防止に関すること。
- 四 悪臭の防止に関すること。
- 五 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- 六 下水道の終末処理場の維持管理に関すること。
- 七 公害に係る紛争の処理に関すること。
- 八 その他公害の防止及び生活環境の保全に関すること。
- 自然保護課
- 一 自然保護行政の企画及び調整に関すること。
 - 二 自然公園に関すること。
 - 三 温泉に関すること。
 - 四 その他他課の所掌に属しない自然環境の保護及び整備並びにその利用に関すること。
- 第十一商工振興課の項中第五号から第十号までを削り、第一号を第五号とし、第十二号を第六号とし、第十三号を第七号とする。
- 第十四条第一項中「課にあつては当該課の長が、秘書課にあつては秘書課長」を「課の長」に改める。
- 第十五条第一項中「、課及び秘書課並びに課及び秘書課」を「及び課並びに課」に改め、同条第二項中「秘書課及び」を削り、同条第三項中「秘書課又は」を削る。
- 第十七条中「課にあつては当該課の長が、秘書課にあつては秘書課長がそれぞれ」を「課の長が」に改める。

第十八条の表中

鳥取県固定資産評価審議会	鳥取県危険物取扱者試験委員	消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の三第一項の規定による危険物取扱者試験の実施に関する事務
鳥取県防災会議		災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第二項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務
鳥取県固定資産評価審議会		地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百一条の二第二項及び第三項の規定による固定資産評価基準の細目及び固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告並びにその他固定資産の評価に関する事項についての調査及び審議に関する事務

地 方 課

地 方 課

を

る事務

鳥取県危険物取
扱者試験委員消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)
第十三条の三第一項の規定による危険物
取扱者試験の実施に関する事務鳥取県電気工事
士試験委員電気工事士法(昭和三十五年法律第百三
十九号)第五条第一項の規定による電気
工事士試験の実施に関する事務

消防防災課

に改め、

鳥取県更生資金
運営審議会貸付目標額の配分、一件十万円以上の
貸付可否、償還不良者の強制回収、利
用者の育成指導等についての調査審
議、意見の具申等に関する事務

及び

鳥取県電気工事
士試験委員電気工事士法(昭和三十五年法律第百三
十九号)第五条第一項の規定による電気
工事士試験の実施に関する事務

を削り、

鳥取県二級建築
士選考委員建築士法附則第六項の規定による二級建築
士の選考に関する事務鳥取県二級建築
士選考委員建築士法附則第六項の規定による二級建築
士の選考に関する事務

を

鳥取県更生資金運営審議会設置条例

(昭和二十八年一月鳥取県条例第三号)
第二条の規定による更生資金の運営、鳥取県宅地建物
取引業審議会宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百
七十六号)第七十三条の規定による宅地建
物取引業に関する重要な事項の調査審議に関

に改

める。

「第三節 厚生部の所管に属する機関」を「第三節 民生部の所管に属する機関」に改める。

第四十五条の六の表由

鳥取県立鳥取第一授産所

第五十二条の表を次のように改める。

鳥取県中央児童相談所	総務課・相談課・判定課・一時保護課
鳥取県倉吉児童相談所	総務課・相談判定課・一時保護課
鳥取県米子児童相談所	総務課・相談判定課・一時保護課

第七十一条の五の次に次の節名を附する。

第三節の一 衛生環境部の所管に属する機關

「第十五款 保健所」を「第一款 保健所」に改める。

〔第十六款〕衛生研究所を第一款衛生研究所に改める。

一第十七禁 痘院】卷一第二禁 痘院】治痘丸

第一八章 番語如春風暖
第一九章 番語如

〔第二十九〕齒科清主土革宗一主「第六次」齒科清主

〔第一〕十一款 「歯科衛生士学院」を〔第六款 「歯科衛生士学院」に改める。〕

「第二十一款 優生保護相談所」を「第七款 優生保護相談所」に改め

20

「第二十二款 削除」を「第八款 削除」に改める。

附
則

二〇〇〇年四月一日、昭和四十九年一月十六日が、施行する。

(鳥取県身体障害者福祉審議会規程の一部改正)

十九号) の一部を次のように改正する

(鶴友景らふ等、マソナーヴ、旨庭、まつ、きゆ)

第十一條中「原生部」を「既生部」に改める。

会規則の一部改正)

3 鳥取県あん摩、マツサリジ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審

に改正する。

第九条中「厚生部」を「衛生環境部」に改める。

鳥取県会計規則（昭和三一）

のよう改訂する。

第二条第一号中「秘書誌及び」を削り、並びに「を及び」は改める

5 烏取県予算規則（昭和三十九年六月鳥取県規則第三十六号）の一部を

次のように改正する。

第二条第一号中「秘書課長」を削る。

(鳥取県文書管理規則の一部改正)

6 鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第四号中「及び第二項」を削り、「秘書課及び課並びに出納室」を「課及び出納室」に改める。

別表第一 地方課の項を次のように改める。

	課	地方
一 市町村等の名称	地方自治	九
の変更の許可	法	
二 市町村起債の許可	法	
可又は起債の方		
法、利率及び償		
還方法の許可		
三 市町村の組合の		
設立の許可又は		
その解散の許可		
四 市町村の組合の		
組織、事務又は		
規約の変更の許		
可		
五 財産区財産等の		
処分若しくは廢止		
の認可又は財産区の住民に対する不均一の課		

	課	廣報文書
"	七	"
"	"	"
"	"	"
"	八	"

六 市町村の地方開	税若しくは徵収の許可
七 市町村の地方開	發事業団の設置の認可
八 市町村の財政再	七 市町村の財政再
建計画の変更の承認	發事業団の組織の認可
九 歳入欠陥を生じた市町村の寄附	又は規約の変更の認可
等の支出の承認	の認可
(地方財政再建促進特別措置法施行令第十三条第三項後段の規定に係るもの)除く。)	九 歳入欠陥を生じた市町村の地方財政再建促進特別措置法
行政書士試験の受験資格の認定	八
行政書士となる資格の認可	"

八 七 " " 八 七 八

八 七 " " 八 七 八

別表第一地方課の項の次に消防防災課の項として次のように加える。

七日目に先方に協議する日を加えられた数要の関

日をす協係七
数加る議先日
え日にとくに
た数要の関 八 七

鳥取県議会Pガス協議会の要す。

二十一	十五	変更の認可
液化石油ガス販売事業の許可	高圧ガス作業主任者免状又は高圧ガス販売主任者は再交付	"
二十二	十六	協議に要する日数を加えた日数
液化石油ガス販売事業の指定	容器検査を受けない容器を輸出その他の用途に供することの許可	七日間に係先との協議に要する日数を加えた日数
二十三	十七	七日間に係先との協議に要する日数を加えた日数
液化石油ガス製造事業の指定	高圧ガス容器証明書の交付、再交付又は書換え	七日間に係先との協議に要する日数を加えた日数
二十四	十八	七日間に係先との協議に要する日数を加えた日数
火薬庫の設置等	充てんの許可	七日間に係先との協議に要する日数を加えた日数
二十五	十九	七日間に係先との協議に要する日数を加えた日数
火薬類製造業者の許可	高圧ガス容器検査所の登録又は更新の登録	七日間に係先との協議に要する日数を加えた日数
二十六	二十	七日間に係先との協議に要する日数を加えた日数
火薬類の譲渡	液化石油ガス販売事業の許可	七日間に係先との協議に要する日数を加えた日数
二十七	二十一	七日間に係機関の意見聴取の意見を加えた日数
火薬類の譲渡許可証又は譲受け許可証の交付、書換え又は再交付(土木出張所長に委任されたものを除く。)	火薬類の譲渡許可(土木出張所長に委任されたものを除く。)	七日間に係機関の意見聴取の意見を加えた日数
二十八	二十二	七日間に係機関の意見聴取の意見を加えた日数
火薬類取締法	鳥取県Pガス協会との協議を要する。	七日間に係機関の意見聴取の意見を加えた日数
二十九	二十三	七日間に係機関の意見聴取の意見を加えた日数
安委員会の意見を聽取する。	鳥取県公安委員会の意見を聽取する。	七日間に係機関の意見聴取の意見を加えた日数

二十八	火薬類の消費の許可 (土木出張所長に委任されたものを除く。)	"	七日間に係機関の意見听取に要する日数を加えた日数
二十九	火薬類の廃棄の許可	"	"
三十	火薬類製造業者の危害予防規程の認可又はその変更の認可	"	"
三十一	保安教育計画の認可及びその変更の認可	"	"
三十二	保安責任者免状の交付、書換え又は再交付	"	"
三十三	火薬庫外で火薬を貯蔵する場所	火薬類取締法施行規則	"
三十四	火薬庫外で火薬を貯蔵する場所	火薬類取締法施行規則	"
三十五	獣銃等の製造事業の許可	"	七日間に係機関の意見聽取に要する日数を加えた日数
三十六	獣銃等の販売事業の許可	"	"
三十七	獣銃等を製造する工場等の移転の許可	"	"
三十八	獣銃等を販売する工場等の種類の変更の許可	"	"

八	"	"	"	七	八	八	七日間に係機関の意見聽取に要する日数を加えた日数
---	---	---	---	---	---	---	--------------------------

八	"	"	"	"	七	八	七日間に係機関の意見聽取に要する日数を加えた日数
---	---	---	---	---	---	---	--------------------------

八	"	"	"	"	八	"	七日間に係機関の意見聽取に要する。鳥取県公安委員会の意見の聽取を要する。
---	---	---	---	---	---	---	--------------------------------------

七	別表第一商工振興課の項を削る。	「秘書課」、「総務部」	「総務管財課 総」、「総務管財課 総」	「地方課」、「地」を「消防防災課 消」に、「厚生部」を「民生部」に、「生活課 生」を「生活安定対策室 生」に、「衛生課 衛」を「衛生環境部 衛生課 衛」に改める。	「秘書課」、「総務部」	「総務管財課 総」、「総務管財課 総」	「地方課」、「地」を「消防防災課 消」に、「厚生部」を「民生部」に、「生活課 生」を「生活安定対策室 生」に、「衛生課 衛」を「衛生環境部 衛生課 衛」に改め	「秘書課」、「総務部」	「総務管財課 総」、「総務管財課 総」	「地方課」、「地」を「消防防災課 消」に、「厚生部」を「民生部」に、「生活課 生」を「生活安定対策室 生」に、「衛生課 衛」を「衛生環境部 衛生課 衛」に改め
八	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
八	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
八	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
八	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

(鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部改正)

鳥取県消防顕彰金条例施行規則(昭和四十四年三月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「地方課長」を「消防防災課長」に改める。

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正)

8 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則(昭和四十五年四月鳥取県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

様式第七号の裏面の8中「厚生部」を「厚生課」に改める。

代表監査委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第一号

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十九年一月十四日

鳥取県代表監査委員 竹 内 勉

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局組織規程(昭和四十七年三月鳥取県代表監査委員訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第三条監査第一課の項第五号中「秘書課、」を削り、同条監査第二課の項第一号中「厚生部」を「民生部、衛生環境部」に改める。

附 則

この訓令は、昭和四十九年一月十六日から施行する。